



第69期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

2019年7月1日～2020年6月30日

日 時 2020年9月29日（火曜日）
午前10時

場 所 神奈川県厚木市上依知3001番地
神奈川県内陸工業団地会館
3階大ホール

株式会社 オーネックス

証券コード5987

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、当日のご来場をお控えいただき、書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ・本年より、株主総会のお土産をご用意いたしておりませんのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

目 次

株主の皆様へ	1
第69期定時株主総会招集ご通知	2
（提供書面）	
事業報告	3
連結計算書類	16
計算書類	19
監査報告書	22
株主総会参考書類	27
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役1名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様にご心より哀悼の意を表しますとともに、罹患された皆様のご一日でも早い快復を心よりお祈り申し上げます。

オーネックスグループは、健全な事業活動をととして企業として発展し、社会への還元を図ります。

そのために、関係法令を遵守し、社会的良識を持った良き企業市民としての責任を果たし、お客様、株主・投資家の皆様、取引先、地域社会、従業員をはじめとした関係者からの信頼を得て、企業価値を高めるべく努力いたします。

現在、当社を取り巻く事業環境が変化するなか、当社の伝統である“現場の強み”を更に発展させ、お客様の様々なニーズに対応できる企業体質の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2020年9月



代表取締役社長
大屋 和雄

証券コード 5987
2020年9月14日

株 主 各 位

東京都町田市森野1-7-23

株式会社 オーネックス
代表取締役社長 大 屋 和 雄

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大がいまなお懸念されている状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面にて議決権の事前行使をお願いしたく、何卒ご理解を賜りたく存じます。また、株主総会にご出席される場合は、マスク着用などのご対応を謹んでお願い申し上げます。さらに会場におきましても、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

書面によって議決権をご行使いただく場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年9月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 神奈川県厚木市上依知3001番地
神奈川県内陸工業団地会館 3階大ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第69期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.onex.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中摩擦の影響や消費税増税に伴う景気の下振れにより、企業収益は減少傾向で推移し、製造業を中心に弱含みが続きました。さらに新型コロナウイルス感染症の流行により、国内消費活動の冷え込み、インバウンド需要の減少、中国向けを始めとする輸出の減少など依然として先行きは不透明な状況が続きました。

このような経済状況のもとで当社グループは、受注活動の強化、既存取引の見直し、生産性向上等に努めました。

主力取引業界である産業工作機械関連、自動車部品関連等全般の受注が減少したため、売上高は前期と比較して減少しました。経費面では、外注加工費や人件費等の削減を行い利益確保に努めましたが、売上高の落ち込みによる減益分をカバーするまでには至らず、営業利益は前期と比較して減益となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,317百万円(前期比△15.0%減)、営業利益19百万円(同△92.1%減)、経常利益25百万円(同△90.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は13百万円(同△91.9%減)となりました。

事業別（連結）の売上高及び概況は、次のとおりであります。（単位：千円）

事業	2019年6月期		2020年6月期 (当連結会計年度)		対前連結会計年度比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
金属熱処理加工事業	5,539,499	88.59%	4,665,412	87.74%	△874,087	△15.78%
運送事業	713,491	11.41	651,654	12.26	△61,836	△8.67
合計	6,252,991	100.00	5,317,067	100.00	△935,923	△14.97

【金属熱処理加工事業（株式会社オーネックス、株式会社オーネックステックセンター）】

金属熱処理加工事業につきましては、主力取引業界である産業工作機械関連、自動車部品関連からの受注が新型コロナウイルス感染症の影響等により、低調に推移しました。外注加工費や人件費等の削減を行い利益確保に努めましたが、セグメント利益は減少しました。

株式会社オーネックステックセンターの売上は、建設機械関連からの受注伸長により、前期と比較して増加しました。

売上高は4,665百万円(前期比△15.8%減)、セグメント損失は21百万円（前期はセグメント利益185百万円）となりました。

【運送事業(株式会社オーネックスライン)】

運送事業につきましては、収益向上のための取引見直しを実施したものの新型コロナウイルス感染症の影響による受注減により、売上高は減少しました。また、運行管理の徹底、配車の効率化及びエコドライブによる燃費の削減などに努めましたが、セグメント利益は減少しました。

売上高は651百万円(前期比△8.7%減)、セグメント利益は7百万円(同△85.4%減)となりました。

② 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資総額は527百万円で、その主なものは厚木工場の真空洗浄機42百万円、株式会社オーネックステックセンターのバッチ型浸炭炉55百万円、株式会社オーネックスラインの車両6台63百万円などです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		2017年6月期	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	5,476,390	6,126,612	6,252,991	5,317,067
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	128,618	229,896	161,516	13,132
1株当たり当期純利益	(円)	77.66	138.82	97.53	7.93
総資産	(千円)	9,997,150	10,346,566	10,267,144	10,009,094
純資産	(千円)	5,301,837	5,486,085	5,564,518	5,512,111
1株当たり純資産額	(円)	3,201.21	3,312.78	3,360.14	3,328.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2020年6月期（当連結会計年度）の状況につきましては、「1. 企業集団の現況（1）当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
3. 2018年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2017年6月期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2020年6月30日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社オーネックス ラ イ ン	50,000千円	100.0%	一般区域貨物自動車運送事業
株式会社オーネックス テ ッ ク セ ン タ ー	95,000千円	100.0%	金属熱処理加工事業

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により経済への深刻な影響が続いています。

このような状況の下、金属熱処理業界におきましても、国内消費活動の冷え込み、輸出の減少などにより、統廃合の動きが加速するものと予想されることから、あらゆる変化に柔軟に対応する企業体制を構築していきます。そのために、市場シェアの高い近畿・東海エリアをカバーする株式会社オーネックステックセンター(亀山市)を順次拡充し、他工場も生産変動に柔軟に対応できるよう生産体制の合理化と効率化を図り、顧客ニーズに応え顧客基盤の拡大を推進いたします。

今後もグループの総力を結集し、業績の向上に努める所存でございますので、株主の皆様におかれましても、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

当社グループは、金属熱処理加工事業、運送事業を行い、主な事業内容は次のとおりであります。

【金属熱処理加工事業】	浸炭熱処理
	窒化熱処理
	焼入・焼戻し・焼鈍し
	高周波熱処理
	真空熱処理
【運送事業】	コーティング
	一般貨物運送

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年6月30日現在)

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 オ ー ネ ッ ク ス	本社（東京都町田市）、厚木工場（神奈川県厚木市） 東松山工場（埼玉県東松山市）、長野工場（長野県上田市） 山口工場（山口県山陽小野田市）、三重営業所（三重県亀山市）
株 式 会 社 オ ー ネ ッ ク ス ラ イ ン	本社及び厚木営業所（神奈川県厚木市） 埼玉営業所（埼玉県比企郡滑川町）、三重営業所（三重県亀山市）
株式会社オーネックステックセンター	本社（神奈川県厚木市）、三重工場（三重県亀山市）

(7) 使用人の状況（2020年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメント名	使用人数	前連結会計年度末比増減
金属熱処理加工事業	229 (88) 名	11名減 (45名減)
運送事業	53 (2) 名	3名増 (—)
合計	282 (90) 名	8名減 (45名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（嘱託、常用時給者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
212 (88) 名	12名減 (33名減)	41.1歳	15.4年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（嘱託、常用時給者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,085,403千円
株式会社横浜銀行	720,894
株式会社商工組合中央金庫	632,765
株式会社みずほ銀行	190,345

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 5,868,600株
- ② 発行済株式の総数 1,660,000株
- ③ 株主数 997名（前期末比6名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
大屋和雄	164千株	9.92%
有限会社大屋興産	105	6.38
大屋廣茂	83	5.02
株式会社横浜銀行	79	4.82
MSIP CLIENT SECURITIES	79	4.79
坂内誠	72	4.40
富春勇	68	4.11
株式会社三井住友銀行	58	3.53
株式会社商工組合中央金庫	56	3.43
T H K 株式会社	53	3.20

（注）持株比率は自己株式（3,961株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大屋和雄	最高執行役員兼事業本部長 株式会社オーネックスライン 代表取締役社長 株式会社オーネックステックセンター 代表取締役社長
専務取締役	鶴田猛士	管理本部長 株式会社オーネックスライン 監査役 株式会社オーネックステックセンター 常務取締役
常務取締役	武藤孝司	事業本部副本部長兼営業部長 株式会社オーネックスライン 取締役 株式会社オーネックステックセンター 取締役
取締役	高階毅司	事業本部副本部長兼厚木工場・東松山工場・長野工場工場長
取締役	遠藤将敏	
常勤監査役	横山剛	株式会社オーネックステックセンター 監査役
監査役	吉田雄彦	
監査役	鍛冶良明	

- (注) 1. 取締役遠藤将敏氏は社外取締役であります。
 2. 監査役吉田雄彦、鍛冶良明の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は取締役遠藤将敏氏及び監査役吉田雄彦、鍛冶良明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の遠藤将敏氏及び社外監査役の吉田雄彦、鍛冶良明の両氏は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (うち社 締 外 取 締 役)	5 名 (1 名)	119,160千円 (3,600千円)
監 (うち社 査 外 監 査 役)	3 名 (2 名)	15,288千円 (5,280千円)
合 計	8 名	134,448千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1993年9月24日開催の定時株主総会において年額204,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年9月24日開催の定時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係及び当社と当該他の会社との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（6回開催）	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役 遠 藤 将 敏	1 6 回	100.0%	—	—
監 査 役 吉 田 雄 彦	1 6 回	100.0%	6 回	100.0%
監 査 役 鍛 冶 良 明	1 6 回	100.0%	6 回	100.0%

- (注) 取締役会及び監査役会における発言状況
取締役の遠藤将敏氏及び監査役の吉田雄彦氏は、必要に応じて他社の経営者であった経験・知識に基づき、また、鍛冶良明氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等についての同意にあたり、以下の点から検討を行い、妥当性があると判断しました。
- ・ 監査計画と実績の比較検討
 - ・ 監査実績及び意見の内容
 - ・ 新年度監査計画における、監査工数及び配員計画と経験年数の検討
 - ・ 新年度監査報酬額の業界及び同等企業との比較検討

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、オーネックスグループ企業行動憲章を制定し法令遵守を周知徹底する。
 - ロ. コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ハ. 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及びコンプライアンス・リスク管理責任者に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
 - ニ. 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があることを認める時は、意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。
 - ホ. 執行部門から独立した部署が内部監査を実施する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社の業務執行に係るリスクについてリスク管理規程を定め、リスク管理規程に基づき管理体制を整備するものとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、専務取締役、常務取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に従うこととする。

- 5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、オーネックスグループ企業行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を整備するものとする。
- ロ. 経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役会は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- ハ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス・リスク管理責任者に報告するものとする。コンプライアンス・リスク管理責任者は直ちに監査役に報告を行うと共に、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要に応じて補助業務をする者を配置する。
- 7) 上記使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務の補助を担当する使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得るものとする。
- ロ. 前項の使用人は、監査役から指示を受けた業務を執行する。
- 8) 当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、当社グループに重大な損失を及ぼす恐れのある事項等を適時、適切な方法により監査役へ報告するものとする。
- ロ. 監査役は、取締役会その他、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ハ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確な対応を行う。

- 9) 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利な取扱いを受けないものとする。
- 10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。
- 11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。
ロ. 代表取締役は、取締役及び使用人の監査役監査の重要性に対する認識及び理解を深め、監査役監査が実効的に行われるよう環境整備に努める。
- 12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
2019年7月1日から2020年6月30日の期間において、取締役会を16回、経営会議を12回、関係会社報告会を3回開催いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。企業体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり20円の配当とする予定であり、株主総会の決議事項といたします。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、現在特に定めておりません。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,158,873	流 動 負 債	1,717,962
現金及び預金	2,438,249	支払手形及び買掛金	85,715
受取手形及び売掛金	953,173	電子記録債務	138,753
電子記録債権	489,892	1年内返済予定の長期借入金	779,288
製品	25,152	1年内償還予定の社債	15,000
仕掛品	20,749	リース債務	50,750
原材料及び貯蔵品	94,776	未払金	108,209
その他	136,881	未払費用	212,816
固 定 資 産	5,849,581	未払法人税等	13,609
有形固定資産	5,252,552	賞与引当金	16,603
建物及び構築物	1,174,161	その他	297,215
機械装置及び運搬具	1,471,065	固 定 負 債	2,779,020
土地	2,275,851	社債	2,500
リース資産	122,363	長期借入金	1,943,719
建設仮勘定	210	リース債務	85,113
その他	208,900	退職給付に係る負債	673,868
無形固定資産	50,738	その他	73,819
投資その他の資産	546,291	負 債 合 計	4,496,982
投資有価証券	200,364	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	218,428	株 主 資 本	5,523,515
その他	128,027	資本金	878,363
貸倒引当金	△528	資本剰余金	713,431
繰延資産	638	利益剰余金	3,937,740
開業費	638	自己株式	△6,019
資 産 合 計	10,009,094	その他の包括利益累計額	△11,403
		その他有価証券評価差額金	△11,403
		純 資 産 合 計	5,512,111
		負 債 純 資 産 合 計	10,009,094

連結損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,317,067
売上原価		4,226,521
売上総利益		1,090,546
販売費及び一般管理費		1,070,668
営業利益		19,878
営業外収益		
受取利息	2,249	
受取配当金	6,793	
受取賃貸料	7,054	
スクラップ収入	4,316	
その他の	10,429	30,843
営業外費用		
支払利息	18,174	
支払手数料	5,256	
その他	2,158	25,590
経常利益		25,131
特別利益		
固定資産売却益	8,253	
保険差益	124	
その他	26	8,404
特別損失		
固定資産除却損	7,393	7,393
税金等調整前当期純利益		26,141
法人税、住民税及び事業税	13,512	
法人税等還付税額	△17,576	
法人税等調整額	17,073	13,009
当期純利益		13,132
親会社株主に帰属する当期純利益		13,132

連結株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年7月1日 残高	878,363	713,431	3,957,728	△6,019	5,543,503
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△33,120	—	△33,120
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	13,132	—	13,132
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△19,988	—	△19,988
2020年6月30日 残高	878,363	713,431	3,937,740	△6,019	5,523,515

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
2019年7月1日 残高	21,014	21,014	5,564,518
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△33,120
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	13,132
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△32,417	△32,417	△32,417
連結会計年度中の変動額合計	△32,417	△32,417	△52,406
2020年6月30日 残高	△11,403	△11,403	5,512,111

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 科	金 額	負 科	金 額
流動資産	3,458,884	流動負債	1,580,653
現金及び預金	2,037,262	支払手形	17,357
受取手形	349,482	電子記録債権	138,753
電子記録債権	433,930	買掛金	41,320
売掛金	384,459	1年内返済予定の長期借入金	759,180
製品	21,470	1年内償還予定の社債	15,000
仕掛品	18,959	リース債権	25,715
原材料及び貯蔵品	76,865	未払金	116,804
有償支給材	16,518	未払費用	160,768
前払費用	3,280	未払法人税等	13,016
未収入金	61,260	未払消費税	22,710
その他	55,393	預り金	39,628
固定資産	6,541,637	賞与引当金	13,070
有形固定資産	3,081,995	設備関係支払手形	15,230
建物	641,565	設備関係電子記録債権	181,542
構築物	29,416	その他	20,555
機械及び装置	558,927	固定負債	2,647,053
車両運搬具	3,547	社債	2,500
工具、器具及び備品	99,647	長期借入金	1,904,668
土地	1,687,310	リース債権	42,677
リース資産	61,369	退職給付引当金	623,389
建設仮勘定	210	長期未払金	73,819
無形固定資産	48,238	負債合計	4,227,707
ソフトウェア	44,428	純資産の部	
水道施設利用権	22	株主資本	5,784,217
電話加入権	3,787	資本	878,363
投資その他の資産	3,411,403	資本剰余金	713,431
投資有価証券	200,364	資本準備金	713,431
関係会社株式	240,000	利益剰余金	4,198,442
関係会社長期貸付金	2,925,000	利益準備金	48,306
長期前払費用	337	その他利益剰余金	4,150,135
差入保証金	15,336	別途積立金	1,500,000
保険積立金	97,024	繰越利益剰余金	2,650,135
繰延税金資産	201,570	自己株式	△6,019
破産更生債権等	528	評価・換算差額等	△11,403
その他	1,770	その他有価証券評価差額金	△11,403
貸倒引当金	△270,528		
資産合計	10,000,521	純資産合計	5,772,813
		負債純資産合計	10,000,521

損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,021,182
売上原価		3,121,044
売上総利益		900,138
販売費及び一般管理費		958,157
営業損失		58,018
営業外収益		
受取利息及び配当金	47,425	
業務受託料	7,500	
経営指導料	19,920	
受取賃貸料	7,054	
スクラップ収入	4,118	
その他	6,050	92,069
営業外費用		
支払利息	17,573	
支払手数料	5,256	
その他	625	23,456
経常利益		10,594
特別利益		
固定資産売却益	1,000	
保険差益	124	1,124
特別損失		
固定資産除却損	7,783	7,783
税引前当期純利益		3,935
法人税、住民税及び事業税		7,920
法人税等還付税額		△17,576
法人税等調整額		14,149
当期純損失		558

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年7月1日 残高	878,363	713,431	48,306	1,500,000	2,683,815	4,232,121
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△33,120	△33,120
当 期 純 損 失	－	－	－	－	△558	△558
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△33,679	△33,679
2020年6月30日 残高	878,363	713,431	48,306	1,500,000	2,650,135	4,198,442

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2019年7月1日 残高	△6,019	5,817,896	21,014	5,838,911
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	－	△33,120	－	△33,120
当 期 純 損 失	－	△558	－	△558
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	△32,417	△32,417
事業年度中の変動額合計	－	△33,679	△32,417	△66,097
2020年6月30日 残高	△6,019	5,784,217	△11,403	5,772,813

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月27日

株式会社オーネックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 入 江 秀 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 達 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーネックスの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーネックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月27日

株式会社オーネックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 入 江 秀 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 達 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーネックスの2019年7月1日から2020年6月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2020年8月27日

株式会社オーネックス 監査役会

常勤監査役	横山 剛	㊞
社外監査役	吉田 雄彦	㊞
社外監査役	鍛冶 良明	㊞

(注) 監査役吉田雄彦及び鍛冶良明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第69期の期末配当につきましては、企業体質強化、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 配当総額 33,120,780円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年9月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
た じ ま け い こ 田 島 圭 子 (1956年11月14日生)	2011 年 11 月 当社入社総務人事部次長 2012 年 10 月 当社経理部長兼総務人事部次長 2019 年 8 月 当社総務人事部長兼経理部長 (現任)	300株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役の横山剛、吉田雄彦の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	よこ やま つよし 横 山 剛 (1952年1月30日生)	1975 年 4 月 当社入社 2003 年 1 月 当社東松山工場長 2006 年 9 月 当社取締役事業本部副本部長兼技術担当 2008 年 7 月 当社取締役技術担当兼技術研究所長 2010 年10月 当社取締役事業本部長 2011 年 9 月 当社常務取締役事業本部長 2013 年 9 月 当社取締役事業本部副本部長 2014 年 5 月 株式会社オーネックステックセンター監査役(現任) 2016 年 9 月 当社監査役 (現任)	2,005株
2	よし だ かつ ひこ 吉 田 雄 彦 (1948年1月2日生)	1970 年 4 月 三菱重工業株式会社入社 1999 年 1 月 三菱キャタピラーフォークリフトヨーロッパ社長 (在オランダ) 2003 年 6 月 三菱重工業株式会社取締役 2006 年 4 月 同社代表取締役常務執行役員 2009 年 6 月 同社特別顧問 2012 年 9 月 当社社外監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉田雄彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由
吉田雄彦氏は企業経営に関する十分な見識を有しておられることから社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 吉田雄彦氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を現に締結しており、選任後も当該契約を同氏と継続する予定であります。その内容の概要は次のとおりであります。
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 吉田雄彦氏は当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって8年間になります。また、独立役員を継続し選任後は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ます。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県内陸工業団地会館 3階大ホール
神奈川県厚木市上依知3001番地 電話046-285-0128



小田急・本厚木駅

急行で新宿から1時間(前6両に乗車)、
小田原から40分

◎バス

厚木バスセンター(⑩番乗場)より約40分
「内陸工業団地行」
「愛川バスセンター行」
(内陸工業団地経由、春日台団地経由)
「春日台団地行」

↓
「団地入口」下車 徒歩5分



小田急／相鉄線・海老名駅

小田急線：急行で新宿から50分、
小田原から45分

相鉄線：急行で横浜から35分

◎バス

西口バス停より約40分
「内陸工業団地経由愛川バスセンター行」

↓
「団地入口」下車 徒歩5分



お願い：駐車場には限りがございますので、誠に恐縮ですが満車の場合は当社の駐車場をご利用ください。